

# 地方公共団体向け二地域居住等施策推進ガイドライン

全国二地域居住等促進協議会の自治体会員に対するアンケート調査において、二地域居住等を推進するために「何をやったらよいかわからない」との回答が多数であったことを踏まえ、自治体の取組を後押するガイドラインを次の内容により作成。

- コロナ前後の二地域居住等を取り巻く変化や近年のニーズ
- 社会的意義と推進するためのポイントを4つのSTEPで整理
- 各ポイントに沿って自治体が行ってきた先進的・ユニークな事例を紹介

【経済財政運営と改革の基本方針2021(抜粋)】

多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

## [二地域居住等の社会的意義]

### 二地域居住等の推進

二地域居住等の実践者（個人）にとっては…

地方での豊かな自然・田舎暮らし、仕事・生活・教育環境、趣味、自己実現、地域コミュニティへの参加、社会参画・協働など、多様なライフスタイル等を実現する手段となります。

災害時のいざという時の避難場所として活用することも可能です。

#### 地域の新たな担い手の確保

人口減少下で、担い手確保が難しくなっている中、二地域居住等の実践者が地域活動に参画することによって、地域づくりの新たな担い手となります。

シティプロモーション  
(知名度・認知度向上)

域内での経済波及効果

#### 新たな消費等の需要創出

二地域居住等の実践者に対して、生活必需品や住宅リフォーム等の支援が地域の事業者等の働き口や経済波及を創出します。

### 地域課題の解決 地域経済の活性化

に寄与し、  
新たな価値が生まれ、  
魅力が高まる

#### 関係人口の創出・拡大

二地域居住等の実践者が、関わる地域に拠点を持つことによって、より深く継続的に地域との関係を築き、コアな関係人口としての活躍が期待できます。

遊休不動産の活用

#### 新たなビジネスや雇用創出

二地域居住等の実践者は、出身地、職業等が多様で地域にないノウハウを有していることから、地域活動に参加してもらうことで、新たな価値を生みだします。

移住に向けた  
きっかけの創出

## [二地域居住等を推進する4つのステップ]

### STEP1 地域や生活情報に関する情報発信

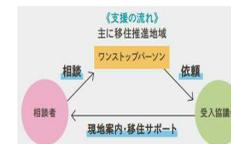
○地域の暮らしに関する情報



TOKYO FM  
「デュアルでルルル♪」  
(山梨県)

### STEP2 相談窓口の設置

○窓口（相談・案内等）の設置



あらゆる相談を一手に引き受けるワンストップパーソン制度  
(和歌山県)

### STEP3 きっかけづくりとなる取組の実施

- お試し居住・テレワーク・サテライトオフィス等の整備
- 地域住民との交流機会やプログラムの実施
- 地域のファンクラブの設置



体験型コンテンツを付けたお試し居住  
(千葉県南房総市)

### STEP4 具体的な取組支援の展開

- 住まい：空き家の利活用、家賃や改修費支援
- 交通：交通手段の確保や費用負担の支援
- 就業環境：テレワーク環境等の整備
- 保育・教育：支援制度の検討
- 地域コミュニティへの溶け込み：地域の協力、地域ルールの整理・伝達



「あったか住まいるバンク」による空き家の利活用  
(栃木県栃木市)



自治体と公共交通機関の連携による運賃サブスクサービスとお試し地方暮らし



区域外就学制度を活用した二地域間での就学制度「デュアルスクール」  
(徳島県)

(兵庫県丹波篠山市、京都府南丹市、滋賀県高島市/JR西日本)